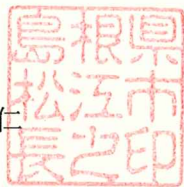


松江市告示第69号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第5項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金としての指定を廃止したので同条第7項の規定により告示する。

令和7年3月6日

松江市長 上 定 昭 仁



記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の廃止日
社会福祉法人	つわぶき	松江市山代町1001番地	児童発達支援センターのぎ	運営事業	運営事業費 寄附金	令和6年3月31日